

(仮称)宮城県教育振興基本計画
(答申中間案)

宮城県教育振興審議会

目 次

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	策定の方法	2

第2章 本県教育の現状

1	本県教育を取り巻く社会の状況	2
2	本県教育の課題	3

第3章 本県教育の目指す姿

1	目指す姿	6
2	計画の目標	7

第4章 施策の展開

1	施策の全体体系	10
2	施策の基本方向	
	基本方向 1 確かな学力と自立する力の育成	12
	基本方向 2 豊かな人間性や社会性，健やかな体の育成	14
	基本方向 3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	16
	基本方向 4 教員の資質・指導力の向上	18
	基本方向 5 信頼され魅力ある教育環境づくり	20
	基本方向 6 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり	22
	基本方向 7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	24
3	重点的取組	27
	重点的取組 1 基礎・基本の定着と活用する力の伸長	28
	重点的取組 2 小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進	30
	重点的取組 3 思いやりの心を持ち，想像力に富んだ子どもの育成	32
	重点的取組 4 悩みを抱える児童生徒への支援	34
	重点的取組 5 健康な体づくりと体力・運動能力の向上	36

重点的取組 6	災害に積極的に向き合う知識と能力の育成	-----	38
重点的取組 7	食に関心をもち、元気な子どもの育成	-----	40
重点的取組 8	一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育	-----	42
重点的取組 9	教員が学び続けるための体系的な研修	-----	44
重点的取組10	県立高校の改革の推進	-----	46
重点的取組11	開かれた学校づくりの推進	-----	48
重点的取組12	「みやぎらしい協働教育」の推進	-----	50
重点的取組13	親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり	-----	52
重点的取組14	安全・安心な子育て環境づくり	-----	54
重点的取組15	生涯にわたる多様な学習機会の提供	-----	56
重点的取組16	生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	-----	58
重点的取組17	文化芸術による地域の活性化と担い手の育成	-----	60

第5章 計画の推進

1	基本計画の推進に向けた施策の在り方	-----	62
	(1) アクションプランの策定	-----	62
	(2) PDCAサイクルによる進行管理	-----	62
2	関係団体・関係機関との連携	-----	62
	(1) 市町村教育委員会との連携	-----	62
	(2) 地域や企業、民間団体等との連携	-----	62
	(3) 県の関係部局の連携	-----	63
	(4) 国への働きかけ	-----	63
3	県民総がかりによる教育施策の展開	-----	63

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

宮城県では、本県教育行政の基本目標、基本理念である教育基本方針を定め、その方針の実現に向けた取組の基本的な方向性を示す「みやぎ新時代教育ビジョン（平成10年3月策定）」、「宮城県生涯学習振興計画（平成18年3月第三次計画）」及び「宮城県スポーツ振興基本計画（平成14年12月策定）」等を策定し、それに基づき時代の変化に対応した施策を展開し、本県教育の振興を図ってきたところです。

しかしながら、全国と同様に、本県においても、人口減少社会の到来やそれに伴う少子高齢化の急速な進展、さらには、知識社会・情報化社会及び国際化の進展、さらには地球環境の持続性を脅かす環境問題の深刻化などの大きな社会変化の中で、これからの地域社会を支え、未来を創造する「人づくり」の必要性がこれまで以上に求められ、教育に対する期待と要請がますます高まってきている状況にあります。

このような中で、学校教育の方向性を示す基本計画として策定した「みやぎ新時代教育ビジョン」も策定後10年を経過し見直しの時期に入ったこと、また、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたこと、さらには、分野別の計画はそれぞれあるものの、本県教育行政の推進を図る総合的、体系的な計画がこれまでなかったことなどから、このたび、本県における教育を総合的、かつ、計画的に進めていくための教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

宮城県では、平成19年3月に、本県の将来のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにするための「宮城の将来ビジョン」を策定しました。基本計画は、「宮城の将来ビジョン」の教育分野の計画として、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県の教育の目指すべき姿を明確に示し、講ずべき施策の方向性等を示す計画として策定するものです。

また、基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき地方公共団体が策定する教育振興基本計画としての性格を併せ持つものです。

3 計画の期間

基本計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とするものです。

なお、基本計画に掲げた目標を着実に推進していくため、〇年間ごとの具体的な施策及び事業を示すアクションプランを別途策定します。

4 策定の方法

基本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関である「宮城県教育振興審議会」を設置し、諮問するとともに、県民の視点による意見を計画に反映するため、県民約4,600名を対象とした県民意識調査や県内7カ所での意見聴取会を実施してきたものです。

また、教育委員会が所管する事務事業のみならず、知事部局が所管する事務事業も含めたものとする必要があることから、その策定に当たっては、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画策定本部会議」(以下「策定本部」という。)において策定するものです。

第2章 本県教育の現状

1 本県教育を取り巻く社会の状況

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

- ・ 本県の住民基本台帳に基づく人口は、平成16年1月末の236万人を境に減少し、平成20年末現在で233万人となっており、5年連続で減少しています。
- ・ 児童生徒数についても、小学校では昭和59年度、中学校では昭和63年度、高校では平成4年度を境に減少しています。
- ・ 児童生徒数の減少は、学校規模の減少、部活動の縮小化、交友関係が限られ社会性が育ちにくいなど様々な影響が懸念され、その対応が求められます。

(2) 国際化の進展

- ・ 経済活動のグローバル化の進展等により、国際競争が激しさが増すと同時に、国内外の人々との交流の機会が増えるなど、あやゆる分野で国境を越えた相互依存関係が一層加速しています。
- ・ こうした社会・経済のグローバル化の中で、国際的視野を持ち、グローバル化に対応した人材や、他国の文化を理解する姿勢の育成を図るとともに、自らが住む地域の伝統・文化の理解を深めることも一層重要となっています。

(3) 高度情報化の進展

- ・ インターネットや携帯電話の普及など急速に進む情報・通信技術の進歩は、生活の利便性の向上とともに、産業や社会生活の在り方も大きく変化させています。
- ・ 知識・情報等が社会・経済活動の基盤としての重要性を増す中で、必要な情報を識別・活用する能力等を身に付け、高度情報化に対応した人材が必要となっています。
- ・ また、便利さ・有用性一方で、情報の氾濫、個人情報の流出、インターネットを悪用した犯罪など、新たな問題も生じており、情報セキュリティや情報モラル等の対応が求められています。

(4) 労働環境の変化

- ・ 雇用条件の規制緩和等を背景に、企業の雇用形態が変化し非正規雇用者が増

大するなど、労働環境が大きく変化しています。

- ・ また、若者の目的意識の形成の困難さなども指摘されており、本県のフリーターの割合は全国平均よりも高いことから、地域産業界の協力も得て、勤労観・職業観など、自らの在り方・生き方を考える教育の必要性が高まっています。

(5) 環境問題・持続可能性問題の深刻化

- ・ 地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量削減が喫緊の課題となるなど、環境の持続可能性を脅かす問題が大きな課題となっています。持続可能な社会の構築を目指して、一人一人が、日々の生活の中で強く「環境」を意識していくことが大切となっており、教育の果たす役割も重要となっています。

(6) 国の教育行政の動向

- ・ 平成18年12月、教育基本法が改正され、「公共の精神の尊重」などが新たに盛り込まれるとともに、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の教育三法が改正され教員免許更新制が導入されることとなりました。
- ・ また、幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領の改訂に続き、高等学校学習指導要領と特別支援学校学習指導要領の改訂も示されたところであり、国の教育改革の動向を踏まえた適切な対応が求められます。

(7) 家庭や地域の変化

- ・ 豊かさを過剰に追い求める経済活動、少子化の進行、共働き化や核家族化、都市化の影響等により、親世代の価値観の変化等による家庭教育環境の多様化、地域のつながりの希薄化が指摘され、子どもを巡る生活環境が大きく変化しています。
- ・ こうした中で、家庭、学校、企業、地域との連携を図りながら、社会全体での子どもの安全・安心の確保や子育てを行う親への支援などが求められています。

2 本県教育の課題

(1) 学校教育

① 学習指導

- ・ 文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」（平成20年度実施分）の結果を見ますと、中学の国語は全国平均を上回っていますが、その他の教科では全国平均をやや下回る結果となっています。また、本県の小・中学生は、基礎的・基本的な内容についてはおおむね理解しているものの、学んだことを活用する力に課題があることが指摘されています。
- ・ 小中学生の家庭での学習時間が全国平均より短く、高校1年生では、家庭学習をしない生徒が約3分の1を占めるなど、家庭学習時間の不足が見られる。
- ・ 教員の教科指導力の向上や児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実を図ることにより、「確かな学力」の定着を図る必要があります。

② 進路指導

- ・ 本県における平成20年度の大学進学率は44.9%であり、前年度に比べて2.3%向上しているものの、全国平均に比べ依然として低い状況にあります。
- ・ また、高校卒業者の就職内定率は、全国平均を上回っているものの全国順位では中位にあります。さらに、本県における新規高卒者の離職率は、全国平均より高く推移しています。
- ・ 児童生徒が自らの個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を身に付けさせることや望ましい職業観・勤労観の醸成を図ることが課題となっています。

③ 生徒指導

- ・ 本県における平成19年の不登校出現率は、小・中学校が1.33%、高校が1.61%と全国平均より高い状況にあり、命を大切にすの心や思いやりの心、公共のために尽くそうとする心などを学び身に付ける教育の重要性が指摘されています。
- ・ いじめ等の問題行動については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であり、スクールカウンセラー等による教育相談活動の充実、学校・家庭・関係機関が連携した地域ネットワークの構築など、早期発見、早期解決に向けたきめ細かな対応や支援が求められています。

④ 特別支援教育

- ・ 障害のある児童生徒が通常の学級に在籍する事例が増えていること、また、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)への対応など、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う体制が求められています。
- ・ 知的障害特別支援学校高等部への進学を希望する生徒が増加している状況にあり、これらに対応した教育環境の整備が課題となっています。

⑤ 教育環境

- ・ 教員は学校教育において、最も重要な役割を担うことから、教員の資質向上については、不断の取組を行うことが必要であり、採用、研修、評価、人事異動等の各段階を踏まえた総合的な教員の資質向上対策を講じる必要があります。

⑥ 健康教育、安全教育

- ・ 本県の児童生徒は、体格面では全国上位にあるものの、体力・運動能力が長期にわたって低下しています。このため、運動・スポーツの楽しさや喜びを味わいながら、体力・運動能力を向上させる取組が必要です。
- ・ 通学路等で子どもが被害に遭う事件・事故が少ないことや、宮城県沖を震源とする地震の発生確率が高まっていることなどから、学校と地域社会が連携し、児童生徒を守る体制を整備する必要があります。
- ・ 社会環境の変化等に伴う児童生徒の食生活の乱れや、肥満傾向の増加など食に関する多くの課題に対応するため、学校教育活動全体で食に関する指導に取り組み、学校での食育推進に努める必要があります。

(2) 社会教育

- ・ たくましく生きる子どもたちを育む上で、地域社会は大きな役割を果たしてきましたが、都市化、核家族化の進展など、社会状況の変化により、地域の教育力の低下が指摘されています。
- ・ 社会状況の変化を踏まえつつ、地域の人材等これまで蓄積されてきた教育資源を活用するとともに、学校、家庭、地域の連携を進めながら、地域の教育力を向上させることが求められています。

(3) 生涯学習

- ・ 経済活動のグローバル化や高度情報化の進展による急速な社会変化や環境問題の深刻化、さらには少子高齢化など様々な社会問題に対応するためには県民一人一人がこれらの課題に関心を払い、学び、考えていくことが必要です。
- ・ そのためには、「いつでも、どこにいても」学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習環境の整備が必要です。

(4) スポーツ・文化

- ・ 県民の誰もが充実したスポーツライフを送ることができる「県民総スポーツ社会」を実現するために、身近で気軽にスポーツを楽しむ環境を整え、スポーツに親しむ機会の拡大を図ることが求められています。
- ・ 先人から受け継いできた郷土の伝統的な文化芸術や貴重な文化遺産、文化財を教育の場に生かしつつ、後世に伝承していくことが必要とされています。

第3章 本県教育の目指す姿

1 目指す姿

国際化や情報化の進展、少子化の進行など変化の激しい社会にあって、各個人が自立した一人の人間として力強く生きていくためには、必要とされる知識・技能や主体的に判断・行動する資質や能力を確実に身につけるとともに、他人を思いやる心や感動する心など他者との関係を築く力を身につけることが求められています。

また、夢や志を持ち、生涯を通じて学び続け、自分を磨き高めていく意識を持ち続けていくことも重要となっています。

これらの能力や資質は、各ライフステージを通じた学習活動や多様な体験と相まって育まれ伸長していくものです。

そのためには、子どもたちの生きる力を育む基盤である学校はもとより、地域を構成する各主体が社会の一員として、子どもの教育に参画することが求められています。

家庭は全ての教育の原点であり、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、基本的倫理観、他人への思いやり、学習の基盤となる意欲や態度等を育むものであり、また、地域の企業やNPO等においては、企業等が持つ教育資源等を活用し学校等と連携した職業教育・キャリア教育への協力や従業員の子育て等に配慮したワーク・ライフ・バランスの確保等の取組が期待されています。

これら地域を構成する学校、家庭、企業、NPO等の民間団体等の各主体が、次の世代を担う子どもの育成についての意識を共有するとともに、それぞれの持つ力を結集し、相互に協力しながら取り組むことが重要であることから、今後の本県教育の基本的方向性として、次の内容を目指す姿として掲げ、今後の本県教育に取り組んでいきます。

【目指す姿】

(例) 社会総がかりで、みやぎの子どもの未来を拓く

2 計画の目標

本県教育の目指す姿の実現に向けて、具体的には、「夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人の育成」、「次代を支える社会の一員として、倫理観や他人を思いやり敬う心を持つ、人間性豊かな人の育成」、「学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携」及び「だれもが生涯にわたり学び続ける、互いに高め合う地域づくり」の4つを本計画の目指すべき目標として取り組んでいきます。

- (1) 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

高度情報化や経済活動のグローバル化の一層の進展により、これからの社会は、これまで以上に変化の激しいものになることが見込まれます。

そうした変化の中でたくましく生き抜くためには、高度な知識や技能を身に付けるとともに、周囲の環境や社会動向に的確に捉え、自らが果たすべき役割を把握しながら、自立的に行動することが必要です。本県の教育においては、このような人づくりを進める必要があります。

- (2) 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

人間は、社会を構成する一人として、社会の中で共に支え合い、助け合うことで生きていけるものです。これまでの歴史の中で先人たちが積み重ねてきた文化や規範を理解し、遵守するとともに、思いやりや助け合う心を持ち、他者と良好な関係を築きながら明日の社会を支えていく人づくりが求められます。

- (3) 学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携を図り、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

教育の原点は家庭にあり、家庭において基本的な生活習慣や自立心を育むとともに、地域が家庭を支え、その基盤の上に立ち、学校教育において体系的な知識・技能を修得し、集団生活の中で社会性を涵養することができるものです。

上記の二つの人づくりの目標である「夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く自立した人間を育む」、「次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に豊んだ人間を育む」の実現に向けては、学校・家庭・地域のそれぞれの教育基盤を充実させるとともに、相互に連携する仕組み作りを行い、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくっていく必要があります。

- (4) 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

少子高齢化の進行や科学技術の高度化、情報化の進展の中で、物質的な豊かさに加え、生涯を通じて健康で生きがいある生活を送り、それぞれの自己実現

を図ることができる多様な学習・活動の機会が求められています。

また、社会の変化の中で、生活に必要な知識・情報・技術等も変化しており、充実した生活を送るためには、生涯にわたり学び続けることができ、互いに高め合う地域社会をつくっていく必要があります。

第4章 施策の展開
1 施策の全体体系

目指す姿

計画の目標

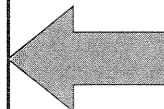
(例)
社会総がかりで、
みやぎの子どもの
未来を拓く

【目標1】
夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、
社会を生き抜く人間を育む。

【目標2】
次代を支える社会の一員として、歴史が培ってき
た文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間
を育む。

【目標3】
学校・家庭・地域の教育基盤の充実と連携を図
り、地域全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

【目標4】
生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人
生を送ることができる地域社会をつくる。



施策の基本方向

1 確かな学力と自立する力の育成

- (1) 基礎・基本の定着と活用する力の伸長（重点的取組1）
- (2) 小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進（重点的取組2）
- (3) 幼児教育の充実
- (4) 伝統文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- (5) 時代の要請に応えた教育の推進

2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

- (1) 思いやりの心を持ち、想像力に富んだ子どもの育成（重点的取組3）
- (2) 悩みを抱える児童生徒への支援（重点的取組4）
- (3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上（重点的取組5）
- (4) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成（重点的取組6）
- (5) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成（重点的取組7）
- (6) 心身の健康を保つ学校保健の充実

3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

- (1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育（重点的取組8）
- (2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

4 教員の資質・指導力の向上

- (1) 教員が学び続けるための体系的な研修（重点的取組9）
- (2) 優れた人材の確保と能力を発揮できる人事システム
- (3) 教職員研修の拠点施設の整備
- (4) 教員免許更新制の円滑な実施
- (5) 教職員を支える環境づくりの推進

5 信頼され魅力ある教育環境づくり

- (1) 県立高校の改革の推進（重点的取組10）
- (2) 開かれた学校づくりの推進（重点的取組11）
- (3) 学習環境の整備充実
- (4) 私学教育の振興

6 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

- (1) 「みやぎらしい協働教育」の推進（重点的取組12）
- (2) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり（重点的取組13）
- (3) 安全・安心な子育て環境づくり（重点的取組14）
- (4) 子どもたちの体験活動の推進

7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

- (1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供（重点的取組15）
- (2) 地域の生涯学習指導者等の育成
- (3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実（重点的取組16）
- (4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実
- (5) 文化芸術による地域の活性化と担い手の育成（重点的取組17）
- (6) 文化財の保護と活用

2 施策の基本方向

基本方向1 確かな学力と自立する力の育成

現状と課題

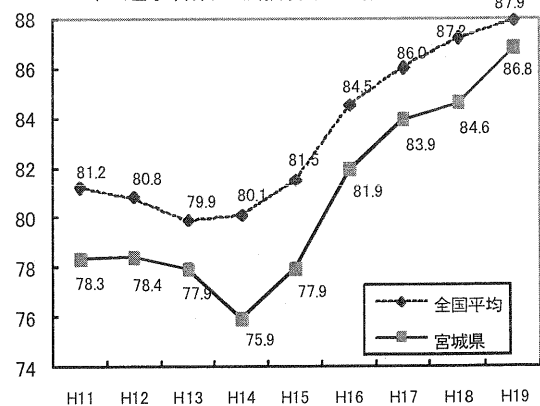
- 全国学力・学習状況調査（平成20年4月：小学校6年生，中学校3年生対象）によると，宮城県の小・中学生の学力は，基礎的・基本的な知識についてはおおむね定着しているものの，学んだことを活用する力に課題が見られました。県の平均正答率は，全国平均と比較すると，中学生の国語では上回っていますが，その他の教科ではやや下回る結果となっています。また，高校生では，県が実施している学力状況調査において，正答率が目標値に達しておらず，学習内容の定着不足が見られます。さらに，家庭での学習時間が，小・中・高等学校とも十分とは言えず改善が求められています。
- 宮城県の高校生の大学・短大への現役進学達成率は全国に比べ低い状況にあります。また，新規高卒者の就職決定率は，平成21年3月末現在で92.5%であり，全国平均の93.2%をやや下回っています。
ニート，フリーターと呼ばれる若者の数は，やや減少傾向にありますが，依然高い水準にあります。さらに，新規高卒者の早期離職率が全国平均より高く推移しています。
このようなことから，児童生徒が自己理解を深め主体的に進路を選択・決定する能力や態度を養い，しっかりとした勤労観や職業観を身に付け，社会人・職業人として自立していくことができるようにする教育が求められています。
- 少子高齢化が進行するなかで，生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児教育の重要性が高まっていることから，幼稚園や保育所等における就学前の教育の充実や小学校との円滑な接続が求められています。
- 国際化や情報化の進展等により，あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が進み，国内外の人々と交流する機会が増大しています。そのような環境の中で異文化を理解し，共生していくためには，自国や他国の文化・伝統に関する知識や理解を深めるとともに，それを尊重する態度や幅広いコミュニケーション能力を身に付けることが求められています。また，社会生活において環境問題に対する意識・行動が重視されており，地域の自然や生活環境を生かした環境教育の充実が求められています。

◇全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果 (％)

			「知識」に関する A問題		「活用」に関する B問題	
			宮城県平均正答率	全国平均との比較	宮城県平均正答率	全国平均との比較
小学校	国語	H20	64.2	-1.2	49.2	-1.3
		H19	80.6	-1.1	61.0	-1.0
	算数	H20	71.3	-0.9	50.4	-1.2
		H19	81.1	-1.0	61.4	-2.2
中学校	国語	H20	73.8	+0.2	61.8	+1.0
		H19	80.8	-0.8	71.0	-1.0
	数学	H20	61.4	-1.7	49.1	-0.1
		H19	70.3	-1.6	59.4	-1.2

(文部科学省資料)

◇大学・短大現役進学達成率
(=進学者数/志願者数)の推移



(文部科学省資料)

◇新規高卒者の1年以内の離職率の推移

(%)

	H11. 3卒	H12. 3卒	H13. 3卒	H14. 3卒	H15. 5卒	H16. 3卒	H17. 3卒	H18. 3卒	H19. 3卒
宮城県	26.3	27.0	27.6	32.0	28.8	25.5	25.5	26.2	23.6
全国	24.0	26.3	25.9	25.3	25.0	24.9	24.8	23.6	21.5

(厚生労働省職業安定局調査「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査結果」)

施策の方向

本県の児童生徒の「学力向上」を本県教育における重要課題と位置付け、学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な知識・技能のさらなる伸長を図るとともに、学んだことをもとに、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成に取り組んでいきます。

児童生徒の発達段階に応じて、しっかりとした勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する取り組みを進めていきます。

また、国際理解、環境問題、情報化など、今日的課題に関する学習や、郷土、福祉、人権に関する学習などを通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成していきます。

(1) 基礎・基本の定着と活用する力の伸長（重点的取組1 P28～29）

- ・ 教員の一層の資質向上を図るとともに、家庭や地域と連携し基本的生活習慣や学習習慣の定着促進に取り組みます。さらに、児童生徒の学習状況の把握と学校の学力向上に向けた取組などを推進し、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。

(2) 小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進（重点的取組2 P30～31）

- ・ 児童生徒が将来、社会人・職業人として自立して行くために必要な能力や態度を育てるため、地域や企業と連携しながら小学校から高等学校の教育活動全体を通じ、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

(3) 幼児教育の充実

- ・ 幼児期の教育の質を高めるため、新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいた教育・保育を進めるとともに、幼稚園教員や保育所保育士の研修により資質の向上を図ります。また、幼稚園・保育所と小学校との連携を促進し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
- ・ 各幼稚園の持つ幼児教育のセンターとしての機能や地域子育て支援センターを活用し、施設の開放や教育相談、保護者同士の交流の機会の提供などを行うことにより、家庭や地域社会との連携を深め、ともに子育ての在り方を考える子育て支援活動を推進します。

(4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

- ・ 我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習等を通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進します。
- ・ 他国の文化や生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修の充実や外国語指導助手の適切な配置等による小学校段階からの外国語活動を行い、国際理解の推進と児童生徒のコミュニケーション能力向上に向けた教育を推進します。

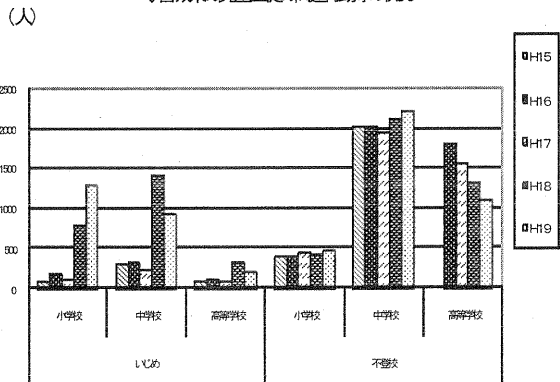
(5) 時代の要請に応えた教育の推進

- ・ 高度情報化社会に対応できるよう、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した学習活動を展開し、発達の段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報活用のルールやセキュリティなど情報モラル教育を推進します。
- ・ 宮城の豊かな自然を生かした体験活動等を通じて、人間と環境のかかわりについて理解を深め、生命を尊重し自然を愛する心を育む、地域に根ざした環境教育を推進します。また、環境問題を自らの問題として環境に配慮した行動を進んでとれるような態度を養います。
- ・ 道徳や総合的な学習の時間を活用したボランティア活動の充実を図りながら、「思いやり」や「共生の心」を育てる教育を推進します。

現状と課題

- 社会における人間関係の希薄化や自然と触れ合う体験の不足から，児童生徒の命を大切にす
る心や規範意識，思いやりの心，感謝する心，公共のために尽くそうとする心が育ちにくくな
っていることが指摘されています。
- いじめや暴力行為，少年非行などの問題行動については，依然として解決すべき課題となっ
ています。このような問題行動をいち早く把握し迅速に対応するため，関係機関と学校・家庭
・地域が連携したきめ細かな支援体制が求められています。また，不登校についても依然とし
て重要な課題であり，学校・家庭・専門機関等が緊密に連携した支援体制が求められています。
- 本県児童生徒の体格は全国上位であるものの，体力・運動能力が長期にわたり低下していま
す。また，肥満傾向児が全国平均より多いなどの課題が指摘され，子どもたちが食に関する正
しい知識と望ましい食習慣を身につけることが求められています。さらに，健康を維持するた
め，疾病の予防方法や感染症，食物等によるアレルギーなどの正しい知識を備えることが必要
です。
- 本県は大規模な地震が周期的に発生しており，また，地震にともなう津波等の発生も想定さ
れることから，子どもが，事故や災害等に対応するための知識・理解を深める指導の充実が求
められています。

◇宮城県の児童生徒の問題種別の状況



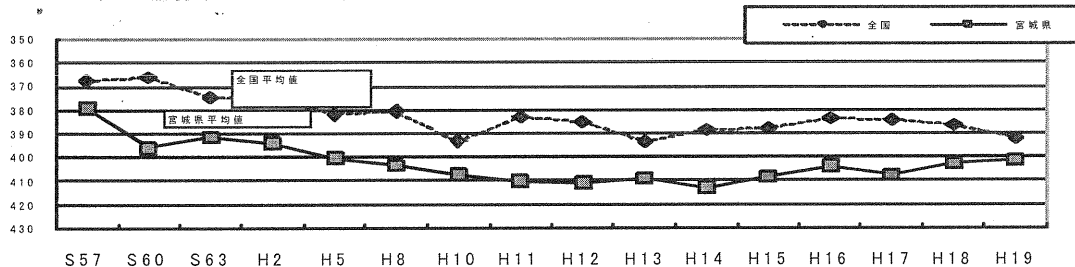
※ 発生件数はすべて本県の値 (文部科学省調査)
 ※ いじめの件数については，平成 18 年度調査から定義が見直され，発生件数
 から認知件数に変更されている。

◇肥満傾向児・痩身傾向児の出現率 (%)

学年	調査対象数	高瘦やせ (-30%以下)	やせ (-20~-29.9%)	正常 (-19.9~19.9%)	軽瘦肥満 (20~29.9%)	中等肥満 (30~49.9%)	高瘦肥満 (50%以上)
小学3年生 (体格)							
全国男子	394,797	0.0%	2.2%	86.6%	5.5%	4.9%	1.2%
宮城県男子	10,214	0.0%	1.9%	83.0%	6.5%	6.0%	2.0%
全国女子	378,161	0.0%	2.3%	88.9%	4.7%	3.3%	0.7%
宮城県女子	9,596	0.0%	2.2%	86.2%	6.0%	4.7%	0.9%
中学3年生 (体格)							
全国男子	377,536	0.1%	1.7%	86.9%	4.2%	3.7%	1.4%
宮城県男子	10,045	0.1%	1.5%	87.4%	4.7%	4.3%	1.9%
全国女子	356,677	0.1%	3.3%	86.7%	4.3%	2.8%	0.7%
宮城県女子	9,569	0.1%	2.8%	87.6%	5.0%	3.6%	1.0%

(宮城県教育庁スポーツ健康課資料)

◇13歳男子の持久走の記録の推移 (1,500m走)



(平成20年度体力運動能力調査)

施策の方向

本県の豊かな風土や、そこで培われた多彩な文化、歴史などの教育資源を活用した様々な体験活動を通して、命を大切に作る心や社会的規範意識、美しいものや自然に感動する心を育てることに取り組んでいきます。

様々な教科の学習活動において児童生徒同士や教員との「対話」や「触れ合い」を重視することにより、人と積極的に交わりながら、学ぶ喜びや楽しさを味わい、コミュニケーション能力を身に付け、他人を思いやる心等社会の中で他人と協調しながら、共に生きる実践的な態度や資質を育成していきます。

いじめ等の問題行動を解消するため、学校・家庭・関係機関が連携する体制づくりに取り組んでいきます。また、不登校などの手厚い支援が必要な子どもには、登校へ向けた支援体制の充実を図ります。

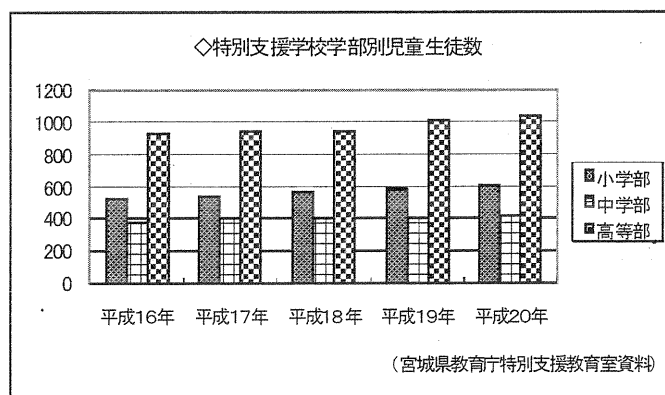
また、生涯にわたり健康・安全で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上を図り、自然災害などの危機を乗り越える知識能力を養います。

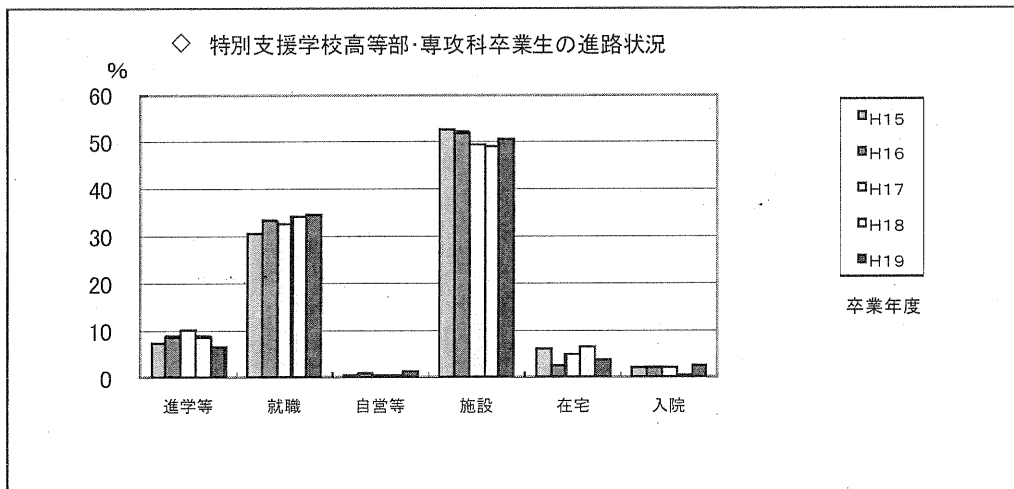
- (1) 思いやりの心もち、想像力に富んだ子どもの育成（重点的取組3 P32～33）
 - ・ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するため、様々な体験活動を推進し規範意識等の醸成やコミュニケーション能力を育成します。
- (2) 悩みを抱える児童生徒への支援（重点的取組4 P34～35）
 - ・ いじめ防止のため、児童生徒の相手の立場や気持ちを理解する心を育成するとともに、いじめの早期発見、早期対応に向けて教育相談活動の充実を図ります。また、不登校などの支援を必要とする児童生徒へは、適応教室等の学習の場を提供するとともに、関係機関が連携したネットワークを構築し、学校復帰へ向けた多様な支援に取り組みます。
- (3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上（重点的取組5 P36～37）
 - ・ 子どもたちが、日常生活において外遊びなど体を動かす機会が増えるよう、子どもたちがスポーツに親しみ、自ら身体を動かそうという意欲を引き出す取組を進めていきます。
 - ・ 専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用するなど、地域と連携した学校体育・運動部活動に取り組みます。
- (4) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成（重点的取組6 P38～39）
 - ・ 安全に関する教育を充実し、学校の安全体制を整備するとともに、自然災害に向き合いながら生きていく力を身につけさせるため、系統的な防災教育を推進します。
- (5) 食に関心を持ち、元気な子どもの育成（重点的取組7 P40～41）
 - ・ 学校給食や栄養教諭の活用を図り、学校・家庭・地域が連携した「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」活動を通して食育を推進します。
- (6) 心身の健康を保つ学校保健の充実
 - ・ 各学校において、児童生徒に対する健康診断、環境衛生検査、指導等に関する学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などと連携して学校保健の充実を図ります。

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

現状と課題

- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級に在籍する学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒が増加し、その教育的ニーズも多様化していることから、よりきめ細やかな教育の推進が必要となっています。
- 障害のある者も障害のない者も、同じように社会の一員として社会活動に参画し、自立して生きることができる社会の実現が求められていることから、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶための教育への理解を深めるとともに、そのための教育環境の整備が必要となっています。
- 障害の重度・重複化、多様化へ対応するため障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援が行えるよう、教職員の特別支援教育に関する理解促進と資質の向上が求められています。
- 知的障害のある生徒の特別支援学校高等部及び高等学園への進学希望者が増加していることから、施設の狭隘化等への対策が求められています。
- 障害のある子どもが、ノーマライゼーションの理念の下、自立し社会参加をするために必要な雇用・就労の場の確保や職場定着への支援などが求められています。





施策の方向

発達障害を含め、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことのできる教育環境を整備するとともに、特別支援学校の狭隘化等への対応に努めます。

幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある児童生徒等について、特別支援学校やさまざまな関係機関が連携して、当該在籍校等に対する相談・支援の役割を行う体制を整備します。

障害のある子どもの社会参加のため、県民の理解促進や就労に向けた支援を推進します。

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育（重点的取組8 P42～43）

- ・ 発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮しながら全校的な支援体制を構築します。
- ・ 特別支援学校が、身近で信頼される特別支援教育のセンターとしての役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、幼稚園、小・中学校、高等学校等への専門的、技術的支援と特別支援教育に関する教職員研修を充実し特別支援教育への理解促進及び指導力の向上を図ります。

(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

- ・ 障害のある子どもの主体的な進路選択及び就労を支援するため、教職員研修の充実を図り専門性の高い人材を育成します。
- ・ 障害のある子どもが、自立した社会生活を送ることができるよう、地域の産業界及び労働、福祉、教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図ります。

基本方向4 教員の資質・指導力の向上

現状と課題

○ 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成など、本県における教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準の向上を図るためには、児童生徒と直接接して指導する教員は、教える内容についての深い知識や指導技術を備えるのみならず、児童生徒一人一人の状況を的確に把握する力、学校運営を支えるための管理能力、保護者や地域の人々との良好なコミュニケーションを保つ力などの高度な教育的実践力を備えていることが必要です。

そのためには、教育への情熱やたくましく豊かな人間性など、教育実践力の基盤となる資質を有することが求められています。

○ 文部科学省が平成18年度に実施した教員勤務実態調査の結果によると、公立小・中学校教員の残業時間は平均月34時間となっており、40年前の調査結果と比べて残業時間が4倍以上も増えるなど教員の多忙化が大きな問題となっています。また、多様な教育的ニーズや教育課題への対応など教員の多忙感が高まっており、児童生徒と触れ合う時間や教材研究の時間が十分にとれないとの指摘があります。

○ 団塊の世代が退職期を迎え、経験豊かな教員の優れた教育技術の蓄積が、若い世代の教員に継承されるよう適切な対応が求められています。

○ 教職員の不祥事や、指導力に問題のある教員の存在が指摘されており、学校への信頼確保のため、対策が求められています。

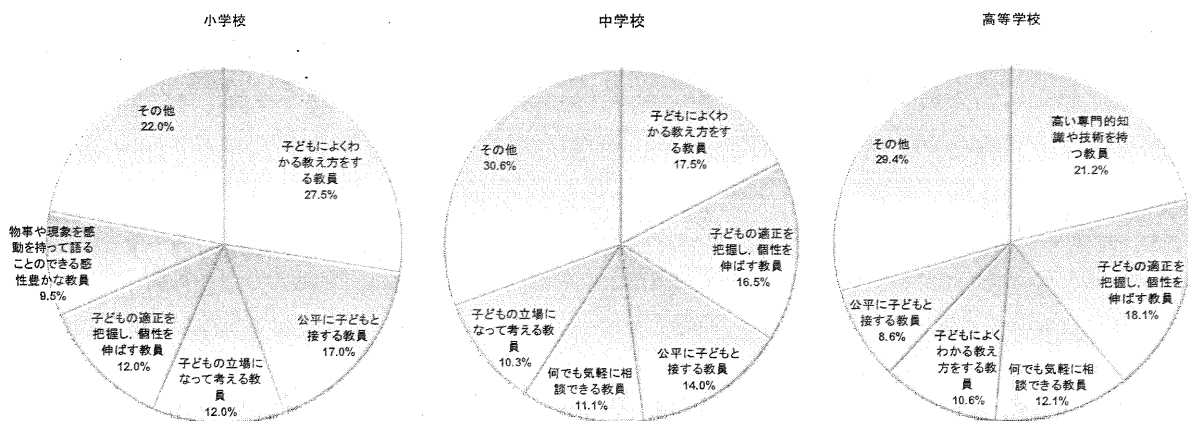
また、健康上の問題から休職する教員は増加傾向にあり、充実した健康対策が必要です。

◇望ましい教員に関する県民の意識

【設問】 望ましい教師とは、どのような教師だと思いますか。小学校・中学校・高等学校に分けて、お答えください。(それぞれ3つまで)

- 1: 高い専門的知識や技術を持つ教員
- 2: 子どもによくわかる教え方をする教員
- 3: 物事や現象を感動を持って語ることのできる感性豊かな教員
- 4: 子どもの立場になって考える教員
- 5: 明るく子どもと接する教員
- 6: 公平に子どもと接する教員
- 7: 子どもの適正を把握し、個性を伸ばす教員
- 8: 子どもをきびしく指導できる教員
- 9: 何でも気軽に相談できる教員
- 10: 学校だけでなく、地域活動や社会活動でも指導者になってくれる教員

【回答】



(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

施策の方向

学校教育は、次代を担う子どもを育てる重要な営みであり、社会の変化に常に適応していく必要があります。このため、教員が不断に最新の専門的知識や指導技術等を習得していくことが欠かせないことから、教員の各ライフステージに対応する研修を体系化し、計画的に実施していきます。

また、各学校が主体的な取組として実施している授業研究等の校内研修については、教科指導力の向上に特に有効であるとともに、世代の異なる教員集団間で優れた教育実践を伝承する効果もあることから、一層充実、強化していきます。

さらに、実践的指導力と総合的な人間性を重視した教員採用選考を行い、優秀な人材を確保するほか、教職員評価制度等を通じて教員一人一人の自己能力の分析を促し、教員の自主的な資質向上を支援するとともに、指導力に課題のある教員に対しては、必要な指導を積極的に行います。

特定の分野の高度な知識・技能の指導については、必要に応じ、様々な経験を持つ外部人材を活用することにより、多様化する児童生徒の教育的ニーズに応えます。また、教員が安心して職務に専念できるよう、計画的な健康管理を行っていきます。

(1) 教員が学び続けるための体系的な研修（重点的取組⑨ P44）

- ・ 教員の資質の向上や学校として抱える課題に対応するため、教育活動の中で各校種間の連携強化を図るとともに各学校において校内研修を充実し、教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 教職員のライフステージに応じて必要となる体系的な教員研修の更なる改善・充実を図ります。

(2) 優れた人材の確保と能力を発揮できる人事システム

- ・ 教員採用選考の工夫・改善等の推進により、実践的指導力、豊かな人間性、教育への情熱を持った優れた教員の確保に取り組みます。
- ・ 教職員評価制度のさらなる改善を図り、教員一人一人の自己能力の分析を促し、教職員の資質の向上と学校の活性化を図るとともに、教育実践等に顕著な成果を上げた教員を表彰し、教職員の意欲の向上に取り組みます。
- ・ 広域の人事交流や校種間人事交流、退職者の再任用の活用、公募制人事等を行うことで、教員の経験や視野を広げることにより、教育技術の向上やその継承を図り、かつ資質の向上を図りながら、適材適所に配置し学校の活性化に取り組みます。
- ・ 服務指導に係る資料等の作成・活用、管理職を対象とする研修会の実施などにより、服務規律の確保を図るとともに指導力に課題のある教員については、適切な措置を行います。また、顧問弁護士を活用することにより、法律問題への適切な対応を図ります。

(3) 教職員研修の拠点施設の整備

- ・ 教育研修センターと特別支援教育センターを統合し、学力の向上、心の教育の充実、特別支援教育の充実などの今日的な諸課題に対応できるよう、研修機能、研究機能及び相談・支援機能等を有する研修の中核施設の整備を推進します。
- ・ 県内のこれまでの優れた実践等の蓄積、継承、活用を図るため、カリキュラムセンターの整備を推進します。

(4) 教員免許更新制の円滑な実施

- ・ 免許状更新講習について、講習を開設する大学等と調整を図り、円滑に実施できるよう取り組むとともに、最新の知識・技能を身につけることにより教職員の資質の向上を図ります。

(5) 教職員を支える環境づくりの推進

- ・ 外部人材非常勤講師を活用する等、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。また、学校業務が効率的・効果的に展開されるよう学校業務の精選、見直しを推進します。
- ・ 教職員の健康の保持は、教育活動を円滑に推進していく上で重要であり、メンタルヘルス対策などの健康管理対策の充実を図ります。

基本方向5 信頼され魅力ある教育環境づくり

現状と課題

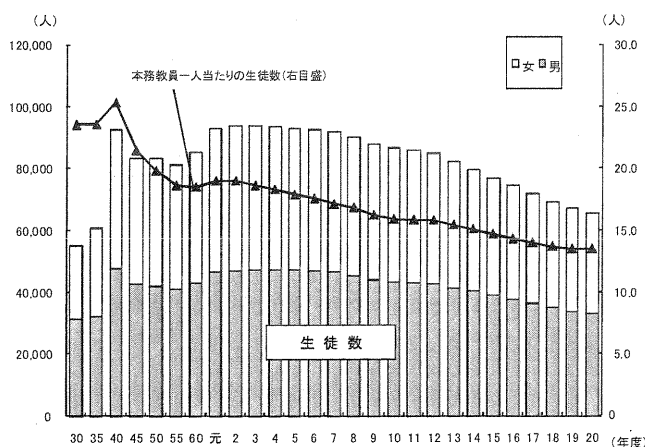
- 100%に近づく高校進学率，少子化による生徒減少，高校生の興味・関心の多様化などに対応するほか，社会経済環境の変化や高校教育に対する社会的要請を踏まえ，県立高校教育による「未来を担う人づくり」を推進していくため，各種の高校教育改革が求められています。

- 地域全体で児童生徒の成長を支えていくためには，学校は絶えずその運営の改善と教育水準の向上を図り，保護者や地域住民の信頼に応えるよう努めることが重要です。このため，学校運営の状況について点検・評価を行い，その結果等について保護者等に積極的に情報を提供し，説明責任を果たすとともに，学校運営の改善をしていくことが求められています。
 宮城県では，全ての公立小学校・中学校・高等学校において，教職員による自己評価を実施しています。また，全ての高等学校及び多くの小・中学校において，自己評価に加えて保護者や学校評議員等の学校関係者による評価に取り組んでいますが，さらに多くの学校において取組が定着することや，評価項目の工夫など学校評価の更なる充実が必要です。

- 社会経済の変化に伴い多様化する教育ニーズに応えるため，各種の学習環境の整備・改修が重要です。宮城県においては，平成21年5月現在，築後30年を経過した校舎の延面積が公立小学校で43.1%，公立中学校で36.3%，公立高等学校で39.9%，特別支援学校で30.8%となっており，老朽化が進んでいます。
 耐震化については，県立学校では，耐震診断の結果，補強が必要とされた建物については全て補強工事が完了しています。公立小・中学校では，平成21年4月1日時点で90.1%と全国で2番目に高い耐震化率となっていますが，一部の市町村においては遅れが見られます。

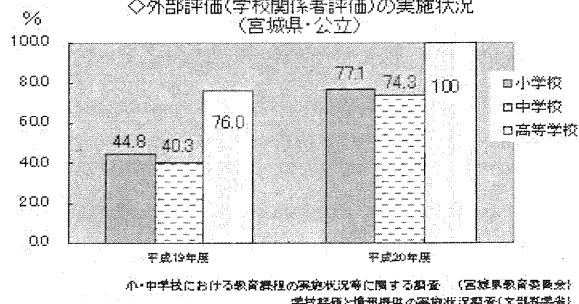
- 宮城県内の私立学校に通う幼児及び生徒の割合は，幼稚園で83.2%，高等学校では26.0%を占めており，建学の精神に基づく，個性豊かで特色のある私立学校の教育の重要性から，その振興を図る必要があります。

◇高等学校生徒数・本務教員一人当たりの生徒数



(学校基本調査)

◇外部評価(学校関係者評価)の実施状況 (宮城県・公立)



小・中学校における教育課程の実施状況に関する調査 (宮城県教育委員会) 学校評価と情報提供の実施状況調査(文部科学省)

施策の方向

少子高齢化、高度情報化、国際化等の進展や分権型社会の到来など、時代や社会の変化が急速に進む中、県立学校においては、「主体的に生き抜く力」、「人と関わる力」の育成に特に重点的に取り組むこととし、そのために必要となる授業展開、学校づくり、条件整備等を行っていきます。

各学校ごとに、教育目標、教育活動計画と実施状況、教育成果の評価等を公開するとともに、開かれた学校づくりをめざし、家庭や地域社会と連携を進めていきます。

また、児童生徒が安心して学べるように学習環境の充実に努めるとともに、私立学校の役割も踏まえ、私学への支援を行います。

(1) 県立高校の改革の推進（重点的取組10 P46～47）

- ・ 学び続けるため、また基礎力づくりのための様々な取組を行い、幅広い知識と柔軟な思考力に基づき判断力を育成します。
- ・ 自らの生き方・在り方を見定め、社会人としての態度や責任感を着実に涵養しながら確固とした勤労観・職業観を育むため、キャリア教育の充実を図ります。
- ・ 県立高校の活性化・特色化を図るため、魅力ある学校づくりをはじめとする高校教育の改革、県立高校の再編整備を推進します。

(2) 開かれた学校づくりの推進（重点的取組11 P48～49）

- ・ 学校の教育活動や学校運営の自律的、継続的な改善に資するため、学校評価などの充実に取り組み、家庭や地域住民が学校運営へ参画し、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- ・ 専門的知識や技能を有する優れた社会人を活用し、学校の活性化を図ります。

(3) 学習環境の整備充実

- ・ 老朽化した県立学校の計画的な改修を進めるなど、児童生徒が安心して学べる学習環境の整備を推進します。
- ・ 子どもたちが、質の高い教育環境の中で学べるよう、学校図書や情報教育機器などの教材教具の充実を図ります。
- ・ 大規模地震の発生に備え市町村立学校の早期の耐震化について市町村に働きかけを行います。
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、奨学金制度や授業料・入学料の減免制度等による支援を行います。

(4) 私学教育の振興

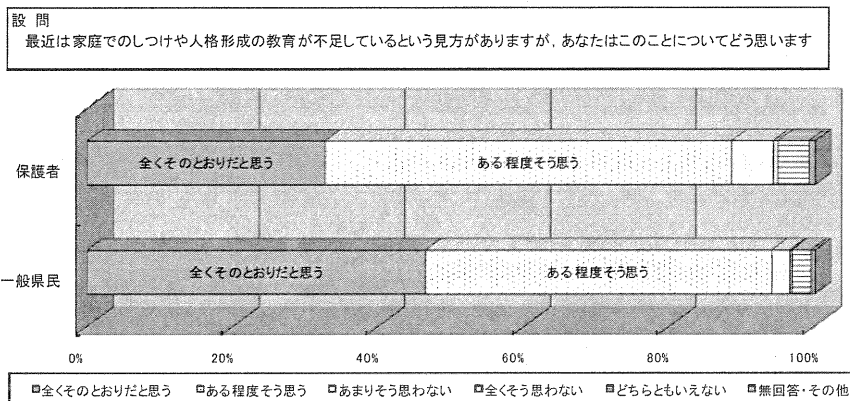
- ・ 私立学校の教育条件の維持向上並びに私立学校に通学する児童生徒等の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、私立学校の健全な発展に資するため、助成を行います。

基本方向6 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

現状と課題

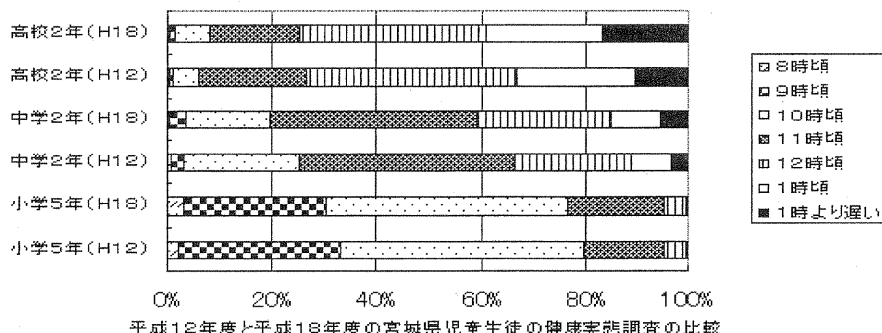
- 少子化，核家族化，都市化等に伴う地域の人間関係の希薄化などにより，家庭や地域の教育力の低下が指摘されており，家庭・地域・学校のそれぞれが子どもに向き合い，相互の協働のもとに子どもの成長を支える環境を整備していくことが必要とされています。
- 家庭はすべての教育の出発点であり，子どもが生きるための基礎的な資質や能力を養い人格を形成する上で重要な役割を担っていますが，近年の少子化，核家族化等から，子育てに不安や負担を感じたり子どもへの接し方がわからない親が増加しているとの指摘があります。
また，社会全体の夜型化等により子どもの生活習慣に乱れが見られ，学習意欲や体力，気力が低下する一因と言われています。
- 子どもを取り巻く地域の環境が変化しており，子どもが被害者・加害者となる事件や事故が少なくないことから，安心・安全な環境で子どもたちが育つための環境づくりが求められています。
- 地域において社会体験活動や自然体験活動に参加する子どもが減少するなど，豊かな心や社会性を身に付けたり，達成感を味わったりする機会が減少しています。

◇家庭教育に関する県民の意識



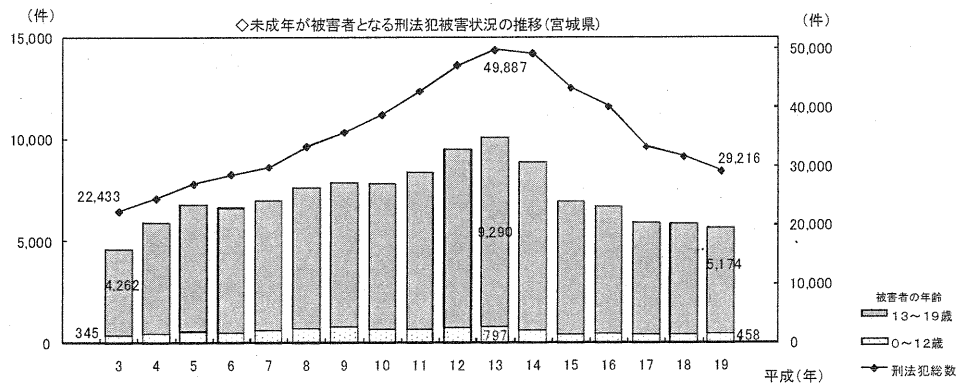
(平成20年度「教育に関する県民意識調査」(宮城県教育庁教育企画室資料))

◇就寝時間の変化



平成12年度と平成18年度の宮城県児童生徒の健康実態調査の比較

(宮城県教育庁スポーツ健康課資料)



(宮城県犯罪統計(宮城県警察本部資料))

施策の方向

家庭は教育の出発点であり、子どもの健全な育成に向けた基礎を形成する基盤であることから、家庭教育や子育てに関する情報や学習機会の提供、地域で支援する人材の養成等を通じて家庭の教育力の向上を図ります。

また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割の重要性を認識し、相互に連携し支え合いながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

(1) 「みやぎらしい協働教育」の推進(重点的取組12 P50～51)

- ・ 協働教育を推進するための組織づくりやその活性化に関する支援や助言を行うとともに、地域と家庭を結び、協働教育を支える人材の育成や取組のネットワーク化を推進します。
- ・ 市町村と連携し、地域の教育資源や人材の掘り起こしを積極的に行います。また、協働教育の在り方や活動事例等について、周知・啓発を行います。

(2) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり(重点的取組13 P52～53)

- ・ 家庭教育や子育てに関する情報提供や学習機会の提供により、親としての「学び」「育ち」と次世代の親となるための「学び」を支援します。
- ・ 保育所や幼稚園等で子育て相談や親子の交流の場を提供するとともに、地域で家庭教育・子育てを支援する人材の養成等を行います。
- ・ 企業等と連携し、仕事と家庭生活の調和が図られ、安心して育児ができるような環境づくりに取り組むとともに、社会全体で子どもの生活習慣の向上を支援する普及啓発活動や体制の整備を行います。

(3) 安全・安心な子育て環境づくり(重点的取組14 P54～55)

- ・ 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 関係機関や学校・家庭・地域が連携をしながら、非行・問題行動の防止や有害環境から子どもを守る取組を推進します。
- ・ 児童生徒の情報モラルの向上や青少年を取り巻くインターネット環境の改善に取り組みます。

(4) 子どもたちの体験活動の推進

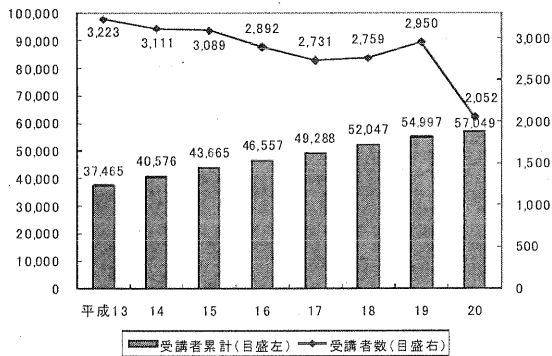
- ・ 子どもたちが地域の幼児や大人など異なる世代との触れ合いを深め、豊かな心や社会性、自ら考え行動する力を身につけさせるため、社会体験活動や自然体験活動の充実を図ります。

基本方向7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

現状と課題

- 情報化，少子高齢化の進展などにより学習ニーズが多様化・高度化する中，県民が「いつでも，どこにいても」学ぶことができ，その成果を生かすことができる環境の整備が求められています。
- スポーツの振興に当たっては，県民が生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境が必要であるとともに，スポーツは県民に夢と感動を与える役割も期待されており，国民体育大会における上位成績の維持と国際的なスポーツ競技会等で活躍できる人材の育成が求められています。
- 地域の文化を学ぶとともに，自らが文化の創造に積極的に参加していくことにより，生きがいをもった豊かな生活を送ることができる環境が求められています。
- 先人から受け継いできた郷土の統的な文化を正しく理解し，後世へ守り伝えていくため，地域文化の担い手の育成が求められています。また，県民全体の共有財産である文化財の保護と活用を図ることが必要です。

◇みやぎ県民大学受講者数の推移 (人)



(宮城県教育庁生涯学習課資料)

◇宮城県の総合型地域スポーツクラブ設立状況

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
設立クラブ数	0	2	6	6	2	3	5	2
累計	1	3	9	15	17	20	25	27

※総合型地域スポーツクラブ：地域の人たちが主体的に運営するクラブで，複数の種目が用意され，だれもが参加できるスポーツクラブ。

(宮城県教育庁スポーツ健康課資料)

◇県内の国及び県指定の文化財

(平成21年3月末日現在)

区分	有形文化財								無形文化財			民俗文化財				記念物				小計	合計			
	建造物	美術工芸品						小計	芸能	工芸	その他	無形民族文化財		有形民俗文化財	小計	史跡	名勝	史跡および名勝	天然記念物					
		絵画	彫刻	工芸品	書籍	考古資料	歴史資料					古文書・古碑	民俗芸能									風俗習慣	民俗芸能	風俗習慣
		数	数	数	数	数	数					数	数									数	数	数
国指定	19 (3)	2	8	11	5 (2)	8	2 (1)	1	56 (6)	—	1	—	1	3	4	—	—	7	34 (1)	4 (1)	1	27 (1)	66 (3)	130 (9)
県指定	37	14	26	22	20	6	12	—	137	—	2	1	3	31	9	2	4	46	15	2	—	29	46	232
計	56	16	34	33	25	14	14	1	193	—	3	1	4	34	13	2	4	53	49	6	1	56	112	362

※ () 内は国宝，特別史跡，特別名勝，特別天然記念物の件数の内数

(宮城県教育庁文化財保護課資料)

施策の方向

県民の誰もが、いつでも主体的・自発的に学ぶことができ、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、県民のニーズに対応した多様な学習機会の提供に努めます。

また、地域の教育資源となる人材の発掘を行うとともに、生涯学習指導者の育成や地域づくり活動のリーダーとなる人材づくりを行います。

誰もがスポーツに親しめるよう、県民のニーズに基づいたスポーツ環境の充実に努め、いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めます。

また、国内上位・国際水準の競技スポーツ選手の育成を目指し、各年代層において計画的かつ継続的に選手の指導強化を図ります。

文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、特に児童生徒を対象に、優れた芸術の鑑賞機会の充実に努めるとともに、県民が自ら創作、研究等創造的な活動の主体となることを支援するため、発表や交流の場を提供します。

郷土の伝統的な文化芸術、文化財を県民共通の財産としてその保存、継承、発展を図り文化芸術による地域づくりを目指します。

(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供（重点的取組15 P56～57）

- ・ 県民一人一人が充実した心豊かな生活を送るために生涯にわたって、あらゆる機会や場所において自己の充実・啓発や生活の向上のため学習することができ、また、その成果を活かすことのできる社会の実現に努めます。

(2) 地域の生涯学習指導者等の育成

- ・ 県民の多様な学習活動を支援する指導者・支援者の発掘、養成を行うとともに、生涯学習成果の活用を図ります。
- ・ 社会教育主事など有資格者を活用し、市町村社会教育施設への支援を通し、地域の社会教育・生涯学習の活性化と地域教育力の向上を図ります。

(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実（重点的取組16 P58～59）

- ・ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康や体力の保持増進によって潤いと活力ある生活を実現するため、総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設開放等によるスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡充し、誰もが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

- ・ 全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツの選手育成・強化や支援体制の整備を進めます。
- ・ 全国大会、国際大会で優秀な成績を収めた選手・指導者の顕彰を行います。
- ・ 中長期的な視点に立って本県の競技スポーツの振興を支えていくため、県スポーツ施設の整備やスポーツ情報提供等の条件整備を進めます。

(5) 文化芸術による地域の活性化と担い手の育成（重点的取組17 P60～61）

- ・ 芸術文化に関わる団体、施設と連携し身近な文化芸術活動取り組めるよう支援することなどにより誰もが身近に文化芸術に親しむことができる環境づくりを進めます。
- ・ 未来の文化芸術の担い手である子ども達が優れた芸術に触れる機会や、自ら文化活動を行う機会の充実に努め、子どもの感性と創造性を育みます。

(6) 文化財の保護と活用

- ・ 先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で後世に引き継ぐとともに、生涯学習や学校教育の場において、郷土の文化財を学び体感できる機会を充実させ、郷土の歴史等についての理解を深めるとともにこれを受け継いで行こうとする意識を高めます。

3 重点的取組

1 確かな学力と自立する力の育成

(重点的取組 1) 基礎・基本の定着と活用する力の伸長

(重点的取組 2) 小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進

2 豊かな人間性や社会性, 健やかな体の育成

(重点的取組 3) 思いやりの心を持ち, 想像力に富んだ子どもの育成

(重点的取組 4) 悩みを抱える児童生徒への支援

(重点的取組 5) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

(重点的取組 6) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

(重点的取組 7) 食に関心を持ち, 元気な子どもの育成

3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

(重点的取組 8) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育

4 教員の資質・指導力の向上

(重点的取組 9) 教員が学び続けるための体系的な研修

5 信頼され魅力ある教育環境づくり

(重点的取組 10) 県立高校の改革の推進

(重点的取組 11) 開かれた学校づくりの推進

6 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

(重点的取組 12) 「みやぎらしい協働教育」の推進

(重点的取組 13) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり

(重点的取組 14) 安全・安心な子育て環境づくり

7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(重点的取組 15) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

(重点的取組 16) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実

(重点的取組 17) 文化芸術による地域の活性化と担い手の育成

重点的取組1

基礎・基本の定着と活用する力の伸長

子どもたちが、高い志を抱いて希望する進路を実現していくためには、児童・生徒一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学んだことを活用して自ら考える「確かな学力」を身につけることが重要です。宮城の未来を担う子どもたちが自らの可能性を最大限伸ばせるよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、学力向上に取り組む必要があります。

そのため、校内研修の充実による教員の教科指導力の向上や児童生徒の学力状況の調査分析に基づく、実態に即した指導方法・体制の整備を図り、基礎学力の確実な定着と思考力や判断力等の育成を図るとともに、家庭や地域と連携して基本的な生活習慣や学習習慣の定着に取り組んでいきます。

【主な取組】

■ 教員の教科指導力の向上

教員の教科指導力の向上を図るため、教員のライフステージに応じた計画的な研修を実施するほか各学校に対して指導主事が継続的かつ個別的に訪問し、支援することなどにより校内研修の充実を図ります。さらに、本県児童生徒の実態に基づいて作成した各種指導資料の有効活用を図り、教員一人一人の指導力の向上を図ります。

■ 学習指導体制の改善

児童生徒一人一人の学習状況に適切に対応し、指導効果が得られるよう少人数による指導体制を充実したり、学習意欲を喚起するため優れた知識技能を持つ社会人を講師として活用するなど、学習指導体制の工夫・改善に努めます。

■ 小・中・高等学校の連携強化

入学後、学校になじめないために学力不振や不登校に陥る問題に対応し、小学校から高等学校までの12年間における学習を円滑に進めるため、小・中学校間及び中・高等学校間で教員が互いの学校の授業を参観したり、合同で研修会を行ったり、児童生徒が交流や授業を見学することなどによってスムーズな学校生活への移行を進めます。

■ 学力・学習状況調査結果の活用

学力・学習状況の調査結果等を活用・分析し、市町村教育委員会や学校が活用できる指導資料を作成するとともに、研究指定校や教育研修センターにおける研究成果を指導資料として提供することにより各学校の指導力の向上に努めます。

■ 児童生徒の学習習慣の形成

家庭と学校の密接な連携により、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、児童生徒の実態に応じた家庭学習を課し、定着の度合いを確認することなどにより家庭における学習習慣の形成を支援します。

また、放課後や長期休業中に学校で自習できるように学習環境を整えます。

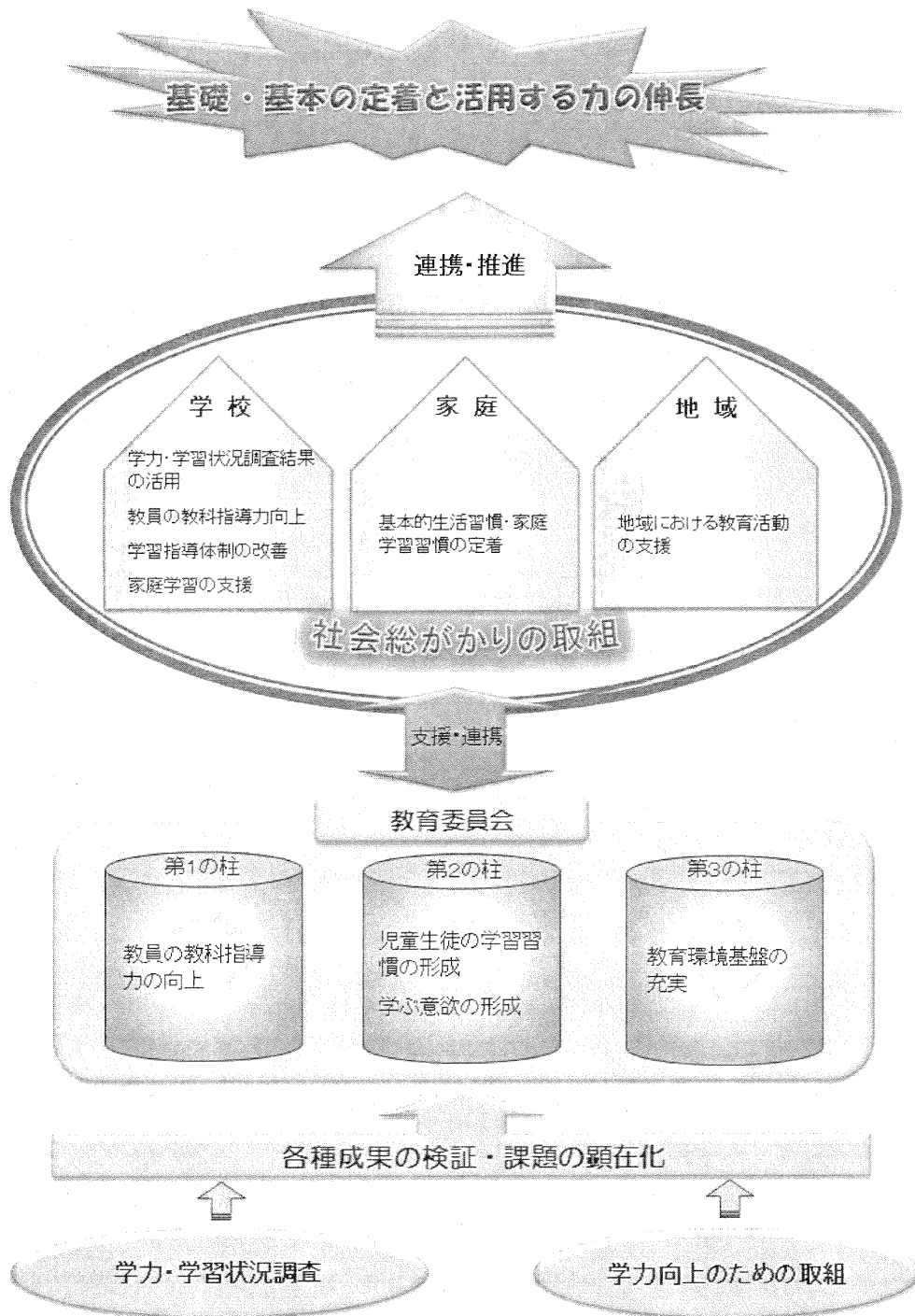
家庭では次のような取組が期待されます。

- 「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的な生活習慣を定着させる
- ノーテレビ・ノーゲームデーなどを親子で話し合って決める
- 親子のコミュニケーションを深める

基本方向1 確かな学力と自立する力の育成

地域や企業では次のような取組が期待されます。

- 地域の学校における教育活動に参加・協力する
- 企業等は、家族だんらんがしやすい労働環境づくりに努める



重点的取組2

小・中・高等学校を通じた系統的なキャリア教育の推進

教育の目的は、自立して生きるための能力を育成するとともに、社会を支える構成員として必要な態度を身に付けることにあります。子どもたちに対しては、自らの適性を理解し、その適性を生かしながら社会における自らの役割を果たすよう、目標を持って継続的に努力するよう促していく必要があります。そのため、卒業時における進路指導だけでなく、小・中・高等学校の全時期を通じて、勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を促す「キャリア教育」を系統的に実施していくこととします。

キャリア教育の実施に当たっては、様々な社会活動や仕事、職業等の在り方を体験することにより、学校で学ぶ知識と社会、職業との関連を実感させ、自ら学び、自ら考える態度を養います。また、多様な人間関係、集団、組織において、他者との関係を築きながら自らの役割を果たす体験をさせ、その達成を通じて得られる自己理解・他者理解の深化や充足感、有用感を契機として、自らの生き方・在り方についてより明確に考えられるよう促していきます。

【主な取組】

■ 系統的なキャリア教育のためのプログラム開発等

本県のキャリア教育の方向性を明確にし、児童生徒の発達段階に応じたプログラムの開発を行うなど小学校・中学校から高等学校までの教育活動の全体を通じて組織的・系統的なキャリア教育の推進を図ります。

■ キャリア教育推進体制の整備

キャリア教育を推進するための実践的手法、専門知識及び技能の習得等により教員の専門性向上を図るとともに、企業や地域等の学校外の資源を効果的に活用するための連携体制を構図ります。

■ 主体的な進路選択の支援

生徒の進路選択に向けて、起業教育、職場見学、インターンシップ、大学訪問等の職業や進路に関する啓発的な取組を行うことにより、勤労観・職業観を養うとともに、進路について十分な情報を提供し、主体的な進路選択を支援します。

■ 地域を担うものづくり人材の育成

学校と地域産業の連携により実践的で高度な専門知識・技術・技能の習得を図り、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人を育成します。

家庭では次のような取組が期待されます。

- 子どもにあいさつや礼儀作法などをしつける
- 家のお手伝いや地域活動への参加などを通じて働くことへの理解を深める
- 仕事や進路について親子で話し合う機会をつくる

基本方向1 確かな学力と自立する力の育成

地域・企業では次のような取組が期待されます。

- 企業等は、インターンシップや職業体験、職場見学等の体験実習を受け入れ、実施する
- 地域では、伝統行事や奉仕活動など子どもが体験できる行事を企画・実施する

